

通所型サービスA 買いもってリハ アルコ・ベルティス 運営規定

(趣旨)

第1条 福の種株式会社が開設する買いもってリハ アルコ・ベルティスが行う指定通所型サービスAの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 要支援または要介護状態にある者もしくは事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法に基づく適正な指定通所型サービスAサービス(以下「通所サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活活動及び生活上の相談業務を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2. 通所サービスは、利用者の介護の支援状態の軽減若しくは悪化を防止するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3. 通所サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 事業所は、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 買いもってリハ アルコ・ベルティス
- (2) 所在地 高知県高知市前里 324 サンシャインベルティス内

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所サービスの提供等にあたる。

(2) 従業者

①介護職員 1名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、健康管理及び通所サービスに当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 : 月曜日～日曜日のうちの3日以上

但し、年末年始(12月30日～1月3日)、ゴールデンウィーク等の連休、お盆期間中を除く

② 営業時間 :

サービス提供時間: 10時00分～11時00分

サービス提供時間: 14時15分～15時15分

(通所サービスの利用定員)

第7条 通所サービスの利用定員は、次のとおりとする。

午前 : 15人 午後 : 15人

(通所サービスの内容)

第8条 事業所が提供するサービス内容は、次のとおりとする。

- ①送迎
- ②生活指導（相談援助）
- ③買い物支援
- ④運動機能向上に対する援助
- ⑤介護方法の指導
- ⑥一般的健康状態の確認
- ⑦その他、サービス提供に必要と認められる援助

(通常の事業の実施範囲)

第9条 高知市の一部（鏡、土佐山除く）

*送迎範囲については、状況に応じてご相談させていただきます。

(利用料その他の費用の額)

第10条 通所サービスを提供した場合の利用料の額は、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は保険者が定めた額とする。また、通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載

された負担割合を乗じた額とする。

	利用料金
事業対象者	1,439円
要支援 1	1,439円
要支援 2	2,898円
要介護 1～5	

2. その他の費用

飲み物代	1 回 50 円(税込)
オムツ代	実費
マイカゴ	実費

3. 支払方法

月末締め、翌月 27 日頃に指定の口座から引き落とし。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用する。

2. 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設

備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復
していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合がある。

3. 当事業所の特別な許可がない場合は、宗教活動・政治活動・営利活動を行う
ことはできない。
4. 喫煙は、指定した場所以外では行わない。

(緊急時における対応方法)

第12条 通所サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場
合は速やかに適切な対応を行うものとする。

2. 医療機関への連絡と共に、利用者の家族等関係者に速やかに連絡を行い、救
急車対応等を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに居宅介護支援事
業者、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 通所サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際
して採った処置について記録する。
3. 通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速

やかに行う。

4. 事故が発生した際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講ずる。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、サンシャインベルティスとの連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 提供した通所サービスに関する利用者又はその家族は苦情を申し出ることができる。その場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又は、その家族に報告するものとする。
- なお、苦情申立窓口は、事業所の【重要事項説明書】に記載された通りである。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 福の種 株式会社 買いもってリハ アルコ・ベルティス (責任者) 秦泉寺 康代	所在地 高知市前里 335-15 電話番号 088-856-5338 FAX 番号 088-856-5336 受付時間 午前 10:00～午後 5:00
【市町村（保険者）の窓口】 高知市介護保険課	所在地 〒780-8571 高知県高知市本町 5 丁目 1-45 高知市役 所第二庁舎 電話番号 088-823-9972 受付時間 午前 8:30～午後 5:15
【公的団体の窓口】 高知県国民健康保険団体連合会	所在地 〒780-8536 高知県高知市丸ノ内 2 丁目 6 番 5 号 電話番号 088-820-8410 受付時間 午前 9:00～午後 4:00

(身体拘束等)

- 第 16 条 事業所では、利用者の身体拘束は行わないものとする。万一、利用者本人又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合のみ、家族に事業所の【身体拘束に関する説明書】へ同意を受けた上で、その条件と期間内にて身体拘束等を行うこととする。
2. 前項の規定における身体拘束等を行った場合は、可能なかぎり早期に身体拘束等を解除できるよう、適切な技術をもって援助を行うものとする。

(感染症対策)

第17条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する責任者	管理者 秦泉寺 康代
-------------	------------

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

- 第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続

計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業所は、適切な通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. 事業所は、通所サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福の種合同会社と事

業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付 則) この規定は令和4年2月1日から施行する。

この規定は令和4年7月21日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和8年4月1日から施行する。